

（第1面）

産業廃棄物処理計画作成（変更）報告書

令和5年6月30日

川越市長 川合善明 様

報告者 住 所 さいたま市浦和区高砂3-13-3  
氏 名 埼玉県下水道事業管理者 山崎 達也  
(公印省略)  
(電話番号 048-466-9413)

令和5年度の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、埼玉県生活環境保全条例第20条第2項前段の規定により、次のとおり報告します。

事業場の名称	新河岸川上流水循環センター
事業場の所在地	川越市大仙波1287
計画期間	令和5年4月～令和6年3月
変更の概要	—
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	下水道業
② 事業の規模	処理水量 38,592 m <sup>3</sup> /日 (令和4年度実績)
③ 従業員数	9人(埼玉県下水道公社右岸支社 R5.3～)
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

荒川右岸下水道事務所

所長 ── 副所長 ── 担当部長 ── 管理担当



維持管理業務委託

下水道公社 荒川右岸支社

支社長 ── 副支社長 ── 担当部長 ── 担当課長 ── 担当

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	—
	排出量	52 t	—
	(これまでに実施した取組) 発生した汚泥（しさ・沈砂）については、新河岸川水循環センター（和光市）及び荒川水循環センター（戸田市）で焼却により減量する。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	—
	排出量	109 t	—
	(今後実施する予定の取組) 今後も焼却処理により減量を図る。		

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 発生する汚泥（しさ・沈砂）はそれぞれの貯留設備に一時貯留後、まとまった量ごとに新河岸川水循環センター及び荒川水循環センター（戸田市）に運搬する。
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引き続き、分別を継続する。

## (第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（一年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	—	—
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	—	—
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	52 t	—
	(これまでに実施した取組) 焼却工程により減量を行っている。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	109 t	—
	(今後実施する予定の取組) 今年度も同工程により減量化を図る。		

## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（一年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	—	—
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	—	—
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ばいじん・燃えがら	—
	全処理委託量	1 t	—
	優良認定処理業者への処理委託量	1 t	—
	再生利用業者への処理委託量	1 t	—
	認定熱回収業者への処理委託量	—	—
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	—	—
(これまでに実施した取組) 汚泥焼却後に発生したばいじん及び燃え殻については、原則として全てリサイクルが可能な処理業者に処理を委託し、セメント原料化及び人工軽量骨材による再生利用を行った。			

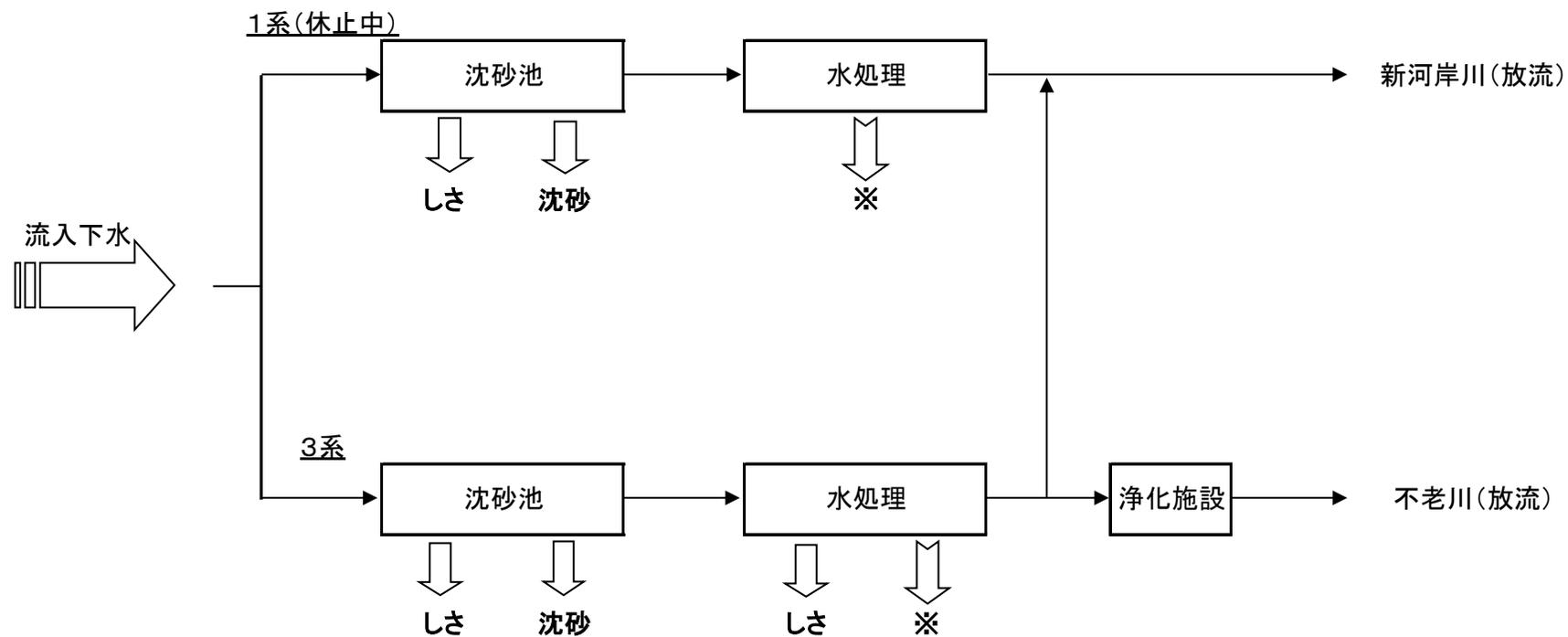
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ばいじん・燃えがら	—
	全処理委託量	2 t	—
	優良認定処理業者への処理委託量	1 t	—
	再生利用業者への処理委託量	2 t	—
	認定熱回収業者への処理委託量	—	—
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	—	—
	(今後実施する予定の取組) 今年度も、引き続き実施予定。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 「変更の概要」の欄は、変更の報告の場合に記載することとし、その記載に当たっては、変更した部分について変更前及び変更後の内容の概要を対照させること。
- 2 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記載すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記載すること。
  - (2) ②欄には、製造業における製造品出荷額（前年度実績）、建設業における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関における病床数（前年度末時点）等、業種に応じて事業規模が分かるような前年度の実績を記載すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記載すること。
- 3 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量及び自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記載すること。
- 4 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記載するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、再生利用業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の2第1項の認定を受けた者）への処理委託量並びに認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記載すること。
- 5 それぞれの欄に記載すべき事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、当該欄に記載すべき内容を記載した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記載し、当該欄に記載すべき内容を記載した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記載すべき事項がないときは、「―」を記載すること。
- 6 ※印の欄には、記載しないこと。
- 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

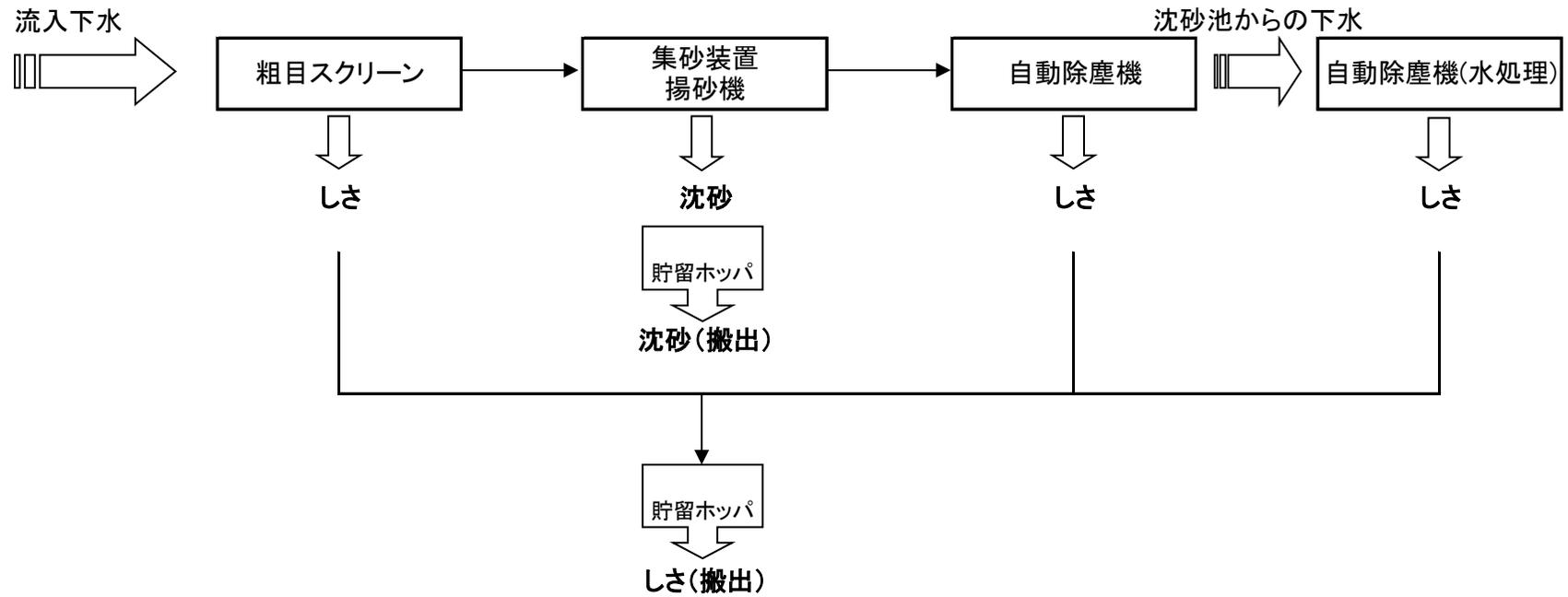
水処理フロー



※ 水処理施設より発生する汚泥は、和光市にある新河岸川水循環センターまで下水道管渠にて輸送し、同センターの汚水等と併せて処理を行っている。

# 廃棄物発生フロー

## 3系 沈砂池



沈砂、しさは、新河岸川水循環センター(和光市)及び荒川水循環センター(戸田市)まで運搬し、同センターの焼却炉で焼却を行っている。